

- ①市会場確定申告受付予約券
- ②申告受付前チェック表
 - ※電話予約者には上記2点を税務課から郵送します。
 - ※LINE予約者へは郵送しません。申告受付前チェック表は市ホームページからダウンロード、または市役所税務課、または小笠支所に設置している確定申告書類コーナーから取得してください。
- マイナンバーカード(顔写真入り)、または個人番号通知カード(本人・控除対象配偶者・扶養親族分)
 - ※個人番号通知カードの人は、身元確認書類(運転免許証やパスポートなどを提示)が必要です。
- 源泉徴収票(給与・年金所得者)
 - (本人・控除対象配偶者・扶養親族分)

- 所得税の納付、または還付の発生しない営業・農業・不動産所得の申告をする人
 - 収支内訳書
 - ※収支内訳書の作成がない場合は受け付けできません。
- 還付申告をする人
 - 申告者名義の通帳・キャッシュカードなど
- 医療費控除を受ける人
 - 医療費控除の明細書
 - ※明細書の作成がない場合は受け付けできません。
- セルフメディケーション税制を受ける人
 - セルフメディケーション税制の明細書
- 障害者控除を受ける人
 - 障害者手帳など障がいの程度がわかるもの
 - (本人・控除対象配偶者・扶養親族分)
- 社会保険・生命保険・地震保険料控除を受ける人
 - 年末調整されていない生命保険料・個人年金保険料・地震保険料・国民年金の払込証明書など(原本)
 - 社会保険料の年間支払額(令和7年1月～12月支払い分)がわかるもの
 - ※菊川市に納めた国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の額(普通徴収分)については、市から1月下旬にはがきを送付します。
- 寄附金控除を受ける人
 - 寄附金受領証明書
 - ※ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をした人が申告する場合は、特例分を含めた申告となりますので証明書類が必要です。

！ 医療費控除を受ける人は『医療費控除の明細書』の添付が必要です

医療費の領収書の添付または提示による申告はできません。「医療費控除の明細書」を作成してください。

- 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細書の記入を省略できます。
 - ※医療費通知とは、健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」などです。
 - ※医療費通知に記載のないものは、明細書様式に記入し、併せて提出してください。
- 医療費の領収書は自宅などで5年間保存する必要があります。
 - ※税務署から求められたときは、提示、または提出しなければなりません。

▲医療費控除の明細書

！ 2月24日(火)から未申告の人の課税(非課税)証明書が当日発行できなくなります

全国的なシステム標準化に伴い、未申告の人が課税(非課税)証明書を取得する際の手続きが以下のとおり変更になります。証明書が必要な人はお早めに市民税・県民税申告書の提出をお願いします。

現在

窓口で申告後、その場で当日発行
※収入及び追加の控除がない場合

2月24日(火)～

窓口で申告後、発行まで最大1カ月

令和8年度の課税(非課税)証明書は、6月中旬から取得が可能になります。
※給与の特別徴収(天引き)のみの人は5月中旬から取得できます。